

令和7年3月教育委員会会議録

【会議に付すべき事件】

- | | |
|--------|------------------------------------|
| 議案第39号 | 令和7年度熊取町教育方針について |
| 議案第40号 | 青少年問題協議会委員の委嘱について |
| 議案第41号 | 後援名義使用願の承認について |
| 議案第42号 | 熊取町立小中学校就学指定校変更・区域外就学事務取扱要綱の改正について |
| 議案第43号 | 熊取町立学校教育情報セキュリティポリシーの策定について |
| 議案第44号 | 後援名義使用願の承認について |
| 議案第45号 | 青少年問題協議会委員の委嘱及び任命について |
| 報告第21号 | 町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の専決処分報告について |
| 報告第22号 | 文化財保護審議会委員の任命について |
-

【その他】

後援名義使用願の承認について【報告】4件

《3月分》

小・中学校行事予定

生涯学習推進課【煉瓦館・公民館・文化ホール・総合体育館 他関係団体】事業予定
図書館【熊取図書館 他関係団体】事業予定

《2月分》

図書館【熊取図書館 他関係団体】事業報告

《1月分》

生涯学習推進課【煉瓦館・公民館・文化ホール・総合体育館 他関係団体】事業報告
図書館【熊取図書館 他関係団体】事業報告

日	時	令和7年3月11日（火）午後5時00分から
場	所	ふれあいセンター4階 研修室A

【教育委員会定例会出席者】

教育長	吉田 茂昭
教育委員（教育長職務代理者）	梶山慎一郎
教育委員	土屋 裕睦
教育委員	一ノ瀬由美子

教育委員	向井 暢子
教育次長	巖根 晃哉
理事（生涯学習・図書館担当）	三原 順
学校教育課長	岡本 栄治
学校教育課学校指導参事	上垣 圭市
学校教育課学校指導統括参事	河井 淳
学校教育課学校指導参事	桝屋 知佳
学校教育課学校指導参事	杉田 直哉
学校教育課学校指導参事	杉田 茜
学校教育課学校指導参事	南 宗孝
生涯学習推進課長	大屋 真志
生涯学習推進課文化・スポーツ担当参事	立石 則也
図書館長	原田 貴子
書記	藤原 健祐
書記	松本 麻希

開会 午後 5 時 0 0 分

吉田教育長 それでは、ただいまから令和 7 年 3 月教育委員会定例会を開会します。

 本日の署名委員には向井委員を指名します。よろしくお願いします。

 それでは、議事に入ります。

 事前配付の議案書 1 ページ、議案第 3 9 号「令和 7 年度熊取町教育方針について」事務局から説明をお願いします。

岡本課長 議案第 3 9 号「令和 7 年度熊取町教育方針について」、あらかじめお送りしたものではなく、机の上に置いてあるものであるということでご理解をお願いします。

 今、机の上に、縦向きの教育方針、令和 7 年度版と、横向きの新旧対照表があろうかなと思っておりますので、お手元にございますでしょうか。新旧対照表のほうでご説明をさせていただくということで、よろしくお願いいたします。

 それでは、早速、内容のほうに入らせていただきます。

 1 ページをご参照願います。

 まず最初に、「策定にあたって」ということでの当該教育方針の前

文のところでございます。

1行目に「教育大綱を受け」ということで、下線部分を引いておりませんが、昨年の6年度教育方針を発表以降、目下、教育大綱を改正するというので、先般、町長から、7年度から11年度の5年間の計画期間とした教育大綱が示されたところでございます。

当該教育大綱につきましては、前大綱の期間に国や府の教育振興基本計画が改定されたことや、こども基本法が2023年4月に施行されたことなど、教育を取り巻く状況の変化を踏まえた上で見直しをされてございまして、個別の課題についても示されておりますが、大きな章立てなどでは変更がございませんでしたので、今回での教育基本方針のいわゆる前文の状態の中では変更は加えておりません。

2段落目から、「学校教育においては」ということで学校教育理念がございまして、この部分については変更がございません。

3段落目の社会的教育理念は引き続きしていきますので、説明員を交代しながら、続く教育方針や個別の方針の説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

大屋課長

では、「社会教育においては」から始まる3段落目の5行目になります。令和6年度の教育方針では、講座等の「設定」としておりましたが、文言的に「開設」のほうが正しいだろうということで「開設」というふうに文言を修正しております。

その次、「また、」以降の段落ですけれども、学習活動の「発展」は「活性化」とし、「学校・家庭・地域が協働し」と、限定的な表現になっておりましたので、その部分を削除いたしまして、「学習や交流を通じた地域とのつながりを強め」と、広く捉えることができる表現に修正しております。

また、「住民が学習活動や社会参加ができる」としていた箇所につきましては、「社会参加につながる」という表現になっております。

最後、「教育委員会では」で始まる段落ですけれども、令和6年度は「様々な問題を『自分の問題』として行動する人材の育成を図る」としていた箇所につきましては、大阪府教育庁から市町村教育委員会への指導・助言事項を踏まえ、行動するだけでなく、「自ら考え将来を生き抜く力をもてる人材の育成を図る」と修正をしております。

以上が「策定にあたって」の改正箇所となっております。

続いて、学校教育、社会教育、それぞれの教育方針について説明員を交代しながらご説明いたします。

岡本課長

2ページと3ページから、学校教育分野の教育方針ということでございます。順次改正内容につきましてご説明をさせていただきます。

2ページを参照願います。

(1) 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と学力の向上についてでございます。6年度、右側に書いてありますように、個別最適な学びと協働的な学びがそれぞれ独立した学びではなく、複合的にかつ一体的に進められていくものとした考え方を強調していこうということで、「一体的な」という文言を7年度に加筆をさせていただいたものでございます。

続く(2) 生命や人権を尊重し、他者を思いやる豊かな人間性の育成の変更点につきましては、障害のある子どもたちの自立に向けたサポートとインクルーシブ教育システムの理念を踏まえた取組の推進の重要性から、「一人ひとりの教育的ニーズに対応した指導・支援を行うとともに、『ともに学び、ともに育つ』教育を推進する」ということで加筆してございます。

続きまして、3ページ目の社会教育、社会の一員としての自覚と規範意識の醸成の項目と(4) 教職員の資質能力の向上については変更点はございません。

続く3ページをご覧くださいまして、(5) 学校運営体制の充実と開かれた学校づくりの推進につきましては、最後に「教育にかかる情報資産の適切な管理体制の確立と管理責任を明確化にするため策定した教育情報セキュリティポリシーに基づき、具体的な手順をマニュアル化した実施手順を各校において策定する」と一文を追加してございます。こちらについては、このところ電子化及び情報化が進む中で、その対策であるということで追加を行ったものでございます。

続く(6) 児童生徒の安全確保の項目については変更はございません。

続く(7) 教育の環境や条件の整備の項目につきましては、まず前段で、この間の少子化の進行や老朽化する学校施設の現況を踏まえまして、学校施設の今後の在り方や給食場の在り方、統廃合や小中一貫校、義務教育校と、学校の在り方みたいなものが多く質問される状況も踏まえまして、今後の学校施設の在り方の検討や施設整備を計画的に進めていく必要があるとの認識の下、下線部分の文言を追加させていただきまして、令和7年度中に実施する工事や、設計等についても入れさせていただいております。

この（７）の後段では、「児童生徒の１人１台端末を整備した『GIGAスクールくまとり』の導入を契機に、ICTを一層効果的に活用した学習活動ができるよう、その運用の充実に努める」という文言に代わって、「令和２年度に整備した１人１台端末が耐用年数の５年を迎えることから、すべての端末を滞りなく更新する」というような内容に変更しております。こちらの項目につきましては、更新することについて簡潔な表現としてまとめたものでございます。

以上が、１学校教育分野についての教育方針というところでございます。

吉田教育長

以降、指名はしませんので、順次よろしくお願いします。

立石参事

それでは、社会教育については４ページから７ページになります。

社会教育の（１）生涯学習の推進につきましては変更がございませんので、私のほうから、２社会教育のうち、（２）文化・芸術の振興と充実、（３）生涯スポーツの推進についてご説明いたします。

４ページをお開きください。

（２）文化・芸術の振興と充実についてご説明いたします。

１段落目につきましては、削除しております。

２段落目と３段落目につきましては、令和６年度は、かむかむプラザ（公民館）では、「あらゆる世代の方に利用できるよう」、また、キターネホール（文化ホール）では、「テレビやラジオの公開番組の誘致など、さまざまな文化芸術公演を実施する」とありました。キターネホールにつきましては、令和６年４月にオープン以来、月１回程度の自主事業を行い、町内・町外を問わず多くの方の来場者があったところです。令和７年度についても、より施設の利用促進を図るため、かむかむプラザ、キターネホールの施設の特色である機能をともに入れるなどしております。

それでは、２段落目につきましては、「かむかむプラザ（公民館）では、令和６年４月のリニューアルに伴いダンスや音楽などの活動ができるようになったほか、Wi-Fi機能や憩いの場が充実したことから、これまでの活動にとらわれることなく、子どもから大人まで幅広い世代の方の多様なニーズに応えられるよう、利用促進を図る」と修正しております。

その下になりますが、３段落目につきましては、「キターネホール（文化ホール）では、来場者アンケート等の結果を踏まえ、文化創造

の拠点として、幅広い世代の方に楽しんでもらえる魅力ある文化芸術公演などを、引き続き実施するとともに、音響のよさをはじめとしたホールの特徴を活かし、一般利用の拡大にむけた取組みを進める」と修正しております。

4段落目につきましては、「地域の歴史資料の調査・収集（デジタル化を含む）をはじめ、イベント情報など」の文章を、地域の歴史資料と限定された表現になっていることから、より幅広い表現にするため、「文化・芸術に関する」と文言を修正しております。

5段落目の熊取町文化財保存活用地域計画につきましては、市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なアクションプランであり、令和7年度は、これまでの調査を含め、まとめをする考えでございます。令和6年度は、「各種文化財の調査を行うなど」と記述しておりましたが、具体的な内容として、「町内においてあらゆる文化財やだんじり祭などの伝統文化の調査を行い、調査・収集した資料」とし、「令和8年度の策定に向け」と文言を修正しております。

6段落につきましては、生涯学習推進課では、すまいるズ煉瓦館、かむかむプラザ、キターネホール、中家住宅などの施設の管理・運営を行っていることから、「住民団体・関係機関等との協働による事業を進め、多様な学習機会を提供することで、気軽に集い・学べる居心地の良い場所づくりを推進する」と項目を新たに追加しております。

7段落目につきましては、「施設の適正な維持管理を行う」を「施設の適切な維持管理に努める」という文言に修正しております。

8段落目につきましては、キターネホールの開館に伴い、吹奏楽団や小太鼓の楽隊など、新しく活動している団体があり、これまでの文化団体も含め、「文化・芸術の裾野を広げる活動への支援を行い、文化芸術への関心を高める」と文言を新たに追加しております。

続いて、5ページをお開きください。

（3）生涯スポーツの推進についてご説明いたします。

4段落目につきましては、総合体育館の非構造部材の耐震改修の設計業務が終了したことから、「総合体育館の大規模改修工事については、令和7年度・8年度の2か年にわたり進め、施設の安全性と利便性の向上につなげるとともに、令和8年度からの5か年にわたる次期指定管理者の選定を行う」という内容に修正しております。

なお、メインアリーナについては、令和7年7月から2年程度、サブアリーナ、室内プール、トレーニング室等はメインアリーナ改修工事の完了後に引き続いて工事を半年程度実施する予定となっております。

す。

以上、（２）文化・芸術の振興と充実、（３）生涯スポーツの推進の説明とさせていただきます。

原田図書館長

続きまして、（４）図書館サービスの充実についてでございます。

令和６年度の教育方針の表現を修正したり項目を入れ替えたりしております。

まず、５行目、上から２つ目の段落になりますが、６年度の３つ目の段落の内容を非構造部材の耐震改修の部分と会議室・ホールについての部分に分けて表現しておりまして、まずは「住民団体・関係団体等との協働による多様な事業の実施や、さまざまな学習活動の支援を行い、学びの場づくりを推進する」としました。

次に、７行目、上から３つ目の段落は、第４次子ども読書活動推進計画の推進期間が令和８年度までのため、令和７年度に次期計画策定に向けた準備を行うため、文章に計画期間と次期計画策定に向けた取組を行うことを追加しました。

次に、１０行目、最後の段落は、令和７年度に図書館の大規模改修の実施に向けた設計業務を行うことから、令和６年度の３つ目の段落の残ったほうの部分について表現を変更し、記載のとおり「施設については、安全・快適に利用いただけるよう大規模改修の実施に向けた設計業務を行う」という表現に改めました。

以上、社会教育方針の部分の説明を終わります。

梶屋参事

続きまして、方針の６ページ目、Ⅱ令和７年度取組内容、１学校教育の取組内容のうち（１）基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と学力の向上の変更点についてご説明いたします。

まず、１つ目の白丸、「確かな学力」の育成につきましては、これまでの実践すべき資質能力として言語能力と情報活用能力の育成について明記しておりました。情報活用能力の育成につきましては、小・中学校９年間を見据えた指導を行うことといった大阪府からの指導・助言を踏まえ、今回、７つ目のポツに、情報活用能力の育成に関して具体的につけたい力の例と指導の在り方を明記しました。

続きまして、２つ目の白丸、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実につきましても、この指導・助言から、各校求められる２つの学びをそれぞれ別の学びとして捉えるのではなく、それぞれを往還することで学びを充実させることができると捉え、「一体的な」とい

う文言を加えてございます。

また、その下の下線引きの箇所につきましては、研究交流についてまとめたものとなります。文部科学省より架け橋プログラムという幼児教育と小学校教育の接続を円滑にすることを目的としたプログラムの必要性が示されていることから、これまで学校間の情報交換をしておりましたが、そのみならず、「保幼小中間の連携」と文言を修正しております。

杉田（直）参事

次に、8ページになります。

（2）生命や人権を尊重し、他者を思いやる豊かな人間性の育成のところで、①道徳教育のところとなります。

3つ目のところで、道徳科の授業の充実について、学習指導要領に示されている3観点、多様な価値観に触れること、自己を見詰め直すこと、よりよい生き方を目指すところをより分かりやすく修正しております。

②人権教育についてです。

2つ目の人権教育推進体制の充実のところで、第三次とりまとめについて、平成20年3月のものを最新のものの「補足資料（令和3年3月）」と修正しております。

その他変更はありません。

梶屋参事

引き続きまして、③支援教育についてご説明いたします。

9ページ、一番下の「障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える」ための学びの充実ということで、こちらの項目につきましては、学校としての体制に係ることと捉え、10ページ、白丸の支援教育推進体制の充実の項目の中で、必要な取組として、項目を追加しております。

その下、3つ目のボツにつきましては、通級による指導に関する項目です。こちらは、通級に関して、より一層連携を図れるよう、なぜ連携するのかという目的を明確にし、記述しております。

また、その下の障害のある児童生徒への指導・支援に関する研修の項目です。こちらは、来年度、町立学校に医療的ケアの必要な児童が就学することを受けまして、その内容も含めた研修の充実と、協力員の資質向上を目指すものとして下に記載しております。そして、何より医療的ケアを必要とする児童生徒が安全・安心に学校生活を送ることができるよう、看護師の配置と医療的ケア実施体制の構築を明記し

ております。

11ページ、2つ目のポツをご覧ください。

こちらは、通級による指導についての項目となっています。先ほどの支援教育推進体制の充実と内容が重複することもあり、一人一人の教育的ニーズに対応するために必要な内容を項目の中で記載しております。

④健康教育につきましては、変更点はございません。

南参事

(3) 社会の一員としての自覚と規範意識の醸成についてご説明させていただきます。

①生徒指導の2つ目の白丸、いじめ・不登校・問題行動などへの積極的な対応の4つ目のポツです。不登校児童生徒への対応というところになります。今年度から教育支援センターを立ち上げた関係で、また、令和5年度3月にCOCOLOプランを示されたということもありまして、学校内外、校内教育支援センター、別室指導のことですが、それと教育支援センター等、「等」というのはフリースクール等も含まれます、において、「その子」というふうには以前は書かせていただいていたんですけれども、それ以外のところでは「児童生徒」というふうな記載になっていましたので、それに合わせまして、「学校の内外（校内教育支援センターや教育支援センター等）において、児童生徒に合った支援の推進」というふうに訂正させていただきました。

ポツの7つ目です。いじめの対応方針のところでございます。令和6年8月に、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂が行われまして、重大事態調査への学校や関係者の対応をより明確化されたとともに、明確かつ適切な調査の実施及びいじめの児童生徒や保護者等によります対応を示されたところです。それを受けまして、本条例におきまして、熊取町いじめ防止基本方針、そして学校で定めている学校いじめ防止基本方針、それと今回示されたいじめの重大事態の調査に関するガイドラインに基づいて、いじめの取組を推進というということで、そこに追記させていただきました。

14ページ目にいかせていただきます。

②進路指導のところでございます。下から3つ目のポツ、進路指導体制の充実のところでございます。配慮を要する、以前は「生徒」というだけでしたけれども、小学校から中学校に上がる上で、支援学校へ進学する児童や、あるいは私立学校に進学する児童がおりますので、生徒だけのみならず「児童」ということを追記させていただきました。

また、「高等学校」というふうな記載だったんですけれども、「高等学校等」ということを、「等」というのを追記させていただきました。これは、専門学校に行ったりする生徒もおりますし、高等専修学校や高等支援学校等もありますので、高等学校だけではないということで「等」ということを追記させていただきました。

杉田（茜）参事

続いて、15ページをご覧ください。

（４）教職員の資質能力の向上の修正点についてご説明させていただきます。

修正点は1か所のみです。

1つ目の白丸、研修の充実の一番最後のポツのところでございます。以前は、「学力向上担当者連絡会の開催」とさせていただいておりましたが、各学校には、学力向上だけでなく、例えば支援教育であったり外国語教育、道徳教育、キャリア教育、情報教育など様々な担当の先生方がおられます。それぞれの担当の先生方が自分の役割を担い、それに力を発揮していただくことは教職員の資質能力の向上に向かっていくものと考えまして、変更点としまして、「学力向上及び校内研究担当者連絡会等の各担当者会の定期的な開催」というふうにさせていただきました。

河井統括参事

続けて、17ページをご覧ください。

（５）学校運営体制の充実と開かれた学校づくりの推進についてです。

2つ目の丸、学校の働き方改革の推進のところになります。

1つ目のポツです。大阪府の指導事項に基づきまして、「給特法」から始まる文言のほうとさせていただいております。より具体的な在校時間の管理をしていくために、そのような記載とさせていただきました。

続きまして、2つ目のポツである長時間勤務教職員に対する面接指導については、実施する者が「産業医師」となっておりましたが、労働安全衛生法による産業医としての委嘱は行っていないということから、「産業」という文字を削除するものでございます。

下から3つ目のポツになります。統合型校務支援システムにおける出退勤機能の追加が令和6年度に完了していますことから、「機能の追加」という部分を削除するものでございます。

下から2つ目のポツですが、教員の校務を効率化させるため、令和

7年度から中学校において新たに採点システムを導入する旨を追記したものでございます。

一番下のポツになります。労働基準法第36条、いわゆるサブロク協定につきましては、既に取り組んできておりますが、今後も継続し取り組む必要がございますので、加筆のほうをさせていただきました。

3つ目の丸、教職員の服務規律の確保につきましては、4つ目のポツ、国や府のほうでも課題となっております児童生徒に対する性暴力の防止・根絶に向けることが必要ですので、加筆のほうをさせていただきました。

また、一番下のポツ、服務に関する資料提供にとどまらず、研修の必要性も感じておりますので、追記させていただいております。

白丸の教育情報の管理・保持の徹底の2つ目のポツにつきましては、情報資産の管理体制の方針となりますが、このたび策定する教育情報セキュリティポリシーに基づくことをお伝えするものでございます。

一番最後の白丸の家庭や地域との連携の推進の4つ目のポツになります。今年度より熊取中学校のほうでスタートしております学校運営協議会について記載のほうをさせていただいております。

以上になります。

岡本課長

(6) については変更点はございません。

20ページをお願いいたします。

(7) 教育の環境や条件の整備についての白丸1つ目でございます。学校施設の計画的な整備・改修の項目でございますが、6年度に記載しておりました事業のうち、1件、中央・西小学校の校舎増築を計画しておりますけれども、それ以外の部分については7年度の事業ということで延期したということでございます。

続く白丸の2つ目の教育の環境や条件の整備についてですが、右側、令和6年の方針の2つ目のポツとして、学校図書館システムに関する部分については、同システムが令和4年度の導入から一定期間を経過し、ICT化の推進が達成できたと認められることから、7年度方針から削除するものでございます。

続きまして、白丸3つ目の児童生徒環境の整備についてですが、令和6年度の方針の3つ目のポツに記載しておりました小・中学校のコンピュータ教室に関しましては、令和6年度末をもって当教室を廃止することから、削除を行うものでございます。

続きまして、令和6年度の方針の2つ目のポツに記載してありまし

た児童生徒用学習用端末の持ち帰りやオンラインを活用した学びの確保に向けた環境整備の推進については、端末の持ち帰り希望者に貸出しするためのW i - F i ルーターやオンラインを活用するための環境整備が一定達成できていることから、個別具体的な表現を削除するものの、全体的な環境整備及び授業での活用推進については今後行うことも目的に、表現を改めたものとございます。

続きまして、その次のポツであります。ICT活用下のサポート体制については、体制見直しの一環として、ICT支援員の勤務日数を令和7年度から週5日から4日と、1日減じることから、「充実」という表現を削除するものとございます。

続きまして、この項目の最後に、新たにネットワーク関係の方針を追加しておりますが、こちらにつきましては、令和6年度に行っているネットワークアセスメントによる校務系・学習系ネットワークの統合を見据えた検討を行うことを方針として定めるものとございます。

白丸の4つ目、学校給食の充実につきまして、21ページのほうに移っていただきまして、令和6年度の方針で定めておりました牛乳パックのリサイクルの推進に関しまして、昨年11月からリサイクル回収実施校がなくなったことから、方針としては一定削除をさせていただいたということとございます。

以上で、学校教育分野の個別の取組内容について説明を終わります。

立石参事

続きまして、22ページをお開きください。

(1)生涯学習の推進につきましては令和6年度の取組内容に変更はございませんので、(2)文化・芸術の振興と充実についてご説明いたします。

2つ目の白丸、学習環境の整備につきましては、下線部、3つ目のポツになります。「リニューアルした公民館・かむかむプラザの利用促進」の部分について、キターネホールにおいても、かむかむプラザ同様、文化・芸術活動を行う施設であることから、「キターネホール」の文言を追加しております。

2つ下、下線部、3つ目のポツになります。令和8年度をめどに、熊取町文化財保存活用地域計画を策定することから、「作成」を「策定」に文言を修正しております。

3つ目の白丸、自主活動の支援につきましては、下線部、5つ目のポツ、「効果的な情報発信による利用促進」を削除し、くまとりアーティストバンクの登録者の発表の場を増やし、文化振興を進めるとい

うことから、「『くまとりアーティストバンク』登録者の活躍の場づくり及び地域での活用促進」と文言を修正しております。

4つ目の白丸、地域連携の推進につきましては、下線部、3つ目のポツ、「新たな地域クラブ活動の在り方の検討」の前に、学校部活動の地域移行の現状など、地域における部活動の受皿確保などの課題もあることから、「本町の実情を踏まえた」という文言を追加しております。

その下、4つ目のポツにつきましては、令和6年6月に、大久保にあります降井家住宅が日本遺産葛城修験に追加認定を受けたことから、「葛城修験日本遺産活用推進協議会との連携によるイベント・講演会等の開催」を新たに追加しております。

25ページをお開きください。

次に、(3)生涯スポーツの推進についてご説明申し上げます。

2つ目の白丸、学習環境の整備につきましては、2つ目のポツですが、総合体育館の指定管理者について、令和7年度は現指定管理者に1年間の随時選定を行いました。令和8年度から12年度まで5年の次期指定管理者の選定を行うことから、項目を新たに追加しております。

その下、3つ目のポツの下線部、総合体育館の実施設業務が終了したことから、「実施設業務」の文言を削除し、部材の「材の耐震化」の文言を追加しております。

続いて、2つ下の5つ目のポツですが、「学校体育館の空調整備に伴う一般開放の空調使用料の徴収」の方針を新たに追加しております。

4つ目の白丸、地域連携の推進につきましては、下線部、3つ目のポツ、「中学校部活動の地域移行を見据えた指導者確保に向けた取組の推進」を削除し、4つ目のポツとして、令和6年度から実施しました部活動認定プログラムの受講費の助成やスポーツ体験教室を踏まえ、「部活動指導者養成講座の受講費助成や、地域クラブによる体験教室の実施などの地域の部活動の受け皿づくりの推進」の項目を新たに追加しております。

5つ目のポツにつきましては、文化・芸術の振興の取組と同様に、「新たな地域クラブ活動の在り方の検討」の前に、「本町の実情を踏まえた」という文言を追加しております。

以上、(2)文化・芸術の振興と充実、(3)生涯スポーツの推進の取組内容になります。

原田図書館長

最後になりますが、図書館の取組内容についてでございます。

27ページをお開きください。

2つ目の白丸、学習環境の整備の2つ目の白丸です。先ほども教育方針のところで説明させていただきましたが、「大規模改修に係る設計の実施」という表現に改めております。

3つ目の白丸、子どもの読書環境の整備の1つ目のポツ、こちらも先ほど説明をさせていただきましたが、子どもの読書活動推進計画の推進期間と次期計画策定に向けた取組について追加しました。

2つ目のポツになります。6年度のほうには、頭に「住民提案協働事業による」と書いておりましたが、こちらの事業は令和6年度で終了となりましたので、その部分を削除しました。

4つ目の白丸、自主活動の支援の3つ目のポツ、令和6年度から開始しました会議室・ホールの一般利用は令和7年度も継続するため、表現を改めました。

以上で、令和7年度の教育方針の説明となります。

吉田教育長

ありがとうございました。

事前にお目通しいただいていたと思うんですが、ただいまの事務局の説明についてご質問等ございませんか。よろしいですか。

それでは、議案第39号「令和7年度熊取町教育方針について」承認ということでよろしいでしょうか。

では、承認ということでよろしいでしょうか。

委員全員

(「はい。」の声)

吉田教育長

では、議案第39号「令和7年度熊取町教育方針について」は承認とさせていただきます。

次に、事前配付の議案書2ページ、議案第40号「青少年問題協議会委員の委嘱について」事務局から説明願います。

大屋課長。

大屋課長

それでは、議案第40号「青少年問題協議会委員の委嘱について」ご説明いたします。

事前配付の議案書2ページになります。

青少年問題協議会規則第3条第2項の規定による下記の青少年問題協議会委員の委嘱について、事務委任規則第2条第12号の規定によ

り、議決を求めるものでございます。

このたび、自治会連合会会長に変更が生じましたので、新たに会長に就任されました小西楠一氏に同協議会委員を委嘱するものでございます。任期につきましては、委嘱日から令和7年3月31日までとなっております。

以上で議案第40号「青少年問題協議会委員の委嘱について」の説明を終わらせていただきます。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

吉田教育長

ただいまの事務局の説明についてご異議、ご質問等はありませんか。
それでは、議案第40号「青少年問題協議会委員の委嘱について」承認ということよろしいでしょうか。

委員全員

（「はい。」の声）

吉田教育長

議案第40号「青少年問題協議会委員の委嘱について」は承認とさせていただきます。

事前配付の議案書3ページ、議案第41号「後援名義使用願の承認について」事務局から説明願います。

大屋課長。

大屋課長

それでは、引き続き、議案第41号「後援名義使用願の承認について」（はじめての投資～あのお菓子が投資で誕生?!～）ご説明いたします。

令和7年1月30日付で、キッズマネースクールエレンシア校、中田稔規氏より、「はじめての投資～あのお菓子が投資で誕生?!～」について、当委員会の後援名義使用願がありましたので、これを承認するというものでございます。

本案件は、新規の案件としてご審議をお願いするものでございます。次の4ページ、後援名義使用承認申請書をご覧ください。

表の3行目、開催の目的につきましては、子どもたちにお金に興味を抱いてもらい、お金の勉強を通じて、お金の大切さ、働くことの大変さを学び、幼少期から金銭感覚を育むことで子どもたちの生き抜く力を育成することを目的に開催するものです。開催場所につきましては、熊取町公民館かむかむプラザとなっており、開催日は、2025年（令和7年）4月3日木曜日となっております。参加対象者は、町

内在住の８歳から１２歳の子どもと、その親。参加予定人数は４０人で、入場料の参加者負担はございません。周知方法につきましては、小学校へのチラシ配布で周知するということです。廃棄物４Ｒの取組につきましては、再使用できるものは必ず次のイベント時にも使用するとなっております。

以降５ページから１７ページにつきまして、会則、事業の予算書、チラシなどを添付しておりますので、後ほどお目通しいたきますようお願いいたします。

以上、議案第４１号「後援名義使用願の承認について」のご説明といたします。ご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願いいたします。

吉田教育長

ただいまの事務局の説明についてご異議、ご質問等はありませんか。では、議案第４１号「後援名義使用願の承認について」承認ということよろしいでしょうか。

委員全員

（「はい。」の声）

吉田教育長

では、議案第４１号「後援名義使用願の承認について」は承認とさせていただきます。

続いて、当日配付の議案書７１ページ、議案第４２号「熊取町立小中学校就学指定校変更・区域外就学事務取扱要綱の改正について」事務局から説明願います。

上垣参事。

上垣参事

それでは、議案第４２号「熊取町立小中学校就学指定校変更・区域外就学事務取扱要綱の改正について」、当日配付の追加議案書の７１ページをお開きください。

提案理由につきましては、学校教育法施行令第８条及び第９条の規定に基づき、就学指定校の変更及び区域外就学等の取扱いについて定める熊取町立小・中学校指定校変更・区域外就学事務取扱要綱につきまして、現行の通学区域制度を維持しつつ、個々の児童生徒の具体的な事情に即した教育機会を実現するため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案書７４ページをお開きください。

新旧対照表でございます。

第2条の改正につきましては、現行の「（以下『願書』という。）」を削除するものでございます。こちらにつきましては、表現を省略することで誤解が生じる可能性があることから見直しを行ったものでございます。こちら新旧対照表に現行の改正のときに下線が漏れております。申し訳ございません。

続きまして、第3条第1号の改正ですが、「新学年の4月から」を削除しまして、「転入又は転居の予定が」の前に「就学先の就学日から」を追加し、「が1学期末まで」を「日が1年以内」と変更するものでございます。こちらにつきましては、住宅の新築等に伴う転入または転居を予定している場合に、転入または転居後の通学区域の指定校への就学を認める規定でございますが、現行で定める就学開始時期と転入または転居までの期間を一定拡充するものでございます。

続きまして、同第2号につきましては、従前の学校への年度末までの通学について、小・中ともに最終学年だけを対象として認めてきたものを、学年を限定することなく、町外への転出の場合には従前の学校への通学を認めるとともに、その際の手続を定めるものでございます。

続きまして、同第3号につきましては、終業式・修了式の属する月の移動月のみ認めていた従前の学校への通学につきまして、本町の
を考慮し、町内での転居につきましては卒業まで認めることとしながら、小学生につきましては、通学距離の関係上、移動先住所地の校区と従前の学校の校区が隣接している場合に限定し、その際の手続を定めるものでございます。

続きまして、議案書75ページをお開きください。

同第4号につきましては、「居住」を「住所」に、「願書」を「指定外就学願書又は区域外就学願書」に字句を変更する改正でございます。

続きまして、同第5号につきましては、小学校1年生入学時に、保護者の事情により、下校後に長時間、当該児童を保護する者がいない場合に、保護者の事業所や祖父母等の住所地に属する通学区域の小学校への就学を認めている者、小学生であれば学年の制限を設けないこととし、その際の手続を定めるものでございます。

続きまして、同第6号につきましては、「願書」を「指定外就学願書」に字句を変更する改正でございます。

続きまして、同第7号につきましては、「その他、」の後に、「地縁又は」を追加し、「又は」を「並びに」に変更するとともに、地縁

による場合の取扱いのみに手続を定めるものでございます。

続きまして、議案書 76 ページをお開きください。

改正案の第 4 条につきましては、第 3 条第 7 号に規定します特別な教育的配慮を適用する場合には、適正就学会議に諮る規定を新たに設けるものでございます。なお、適正就学会議につきましては、教育委員会内に設置する方向で検討をしております。

そのほか、改正案第 4 条の新設に伴いまして、現行の第 4 条及び第 5 条は改正案の第 5 条及び第 6 条にそれぞれ繰下げを行っております。

最後に附則でございます。この要綱は、本日、令和 7 年 3 月 11 日から施行するものでございます。

以上で議案第 42 号「熊取町立小中学校就学指定校変更・区域外就学事務取扱要綱の改正について」の説明を終わります。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

吉田教育長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明についてご異議、ご質問等はありませんか。

では、議案第 42 号「熊取町立小中学校就学指定校変更・区域外就学事務取扱要綱の改正について」承認ということよろしいでしょうか。

委員全員

（「はい。」の声）

吉田教育長

では、議案第 42 号「熊取町立小中学校就学指定校変更・区域外就学事務取扱要綱の改正について」は承認とさせていただきます。

続いて、当日配付の議案書 77 ページ、議案第 43 号「熊取町立学校教育情報セキュリティポリシーの策定について」事務局より説明願います。

上垣参事。

上垣参事

それでは、議案第 43 号「熊取町立学校教育情報セキュリティポリシーの策定について」ご説明いたします。

当日配付の追加議案書 77 ページをお開きください。

提案理由につきましては、文部科学省提唱の GIGA スクール構想に基づき、高速大容量の通信ネットワークの整備、1 人 1 台端末等（ICT）環境の整備を進め、個別に最適化された教育環境の実現を

推進しており、学校が取り扱う情報には、児童生徒、保護者、教職員等の個人情報及び学校運営上の重要な情報が多数含まれ、外部への漏えいなどが発生した場合、極めて重大な結果を招くおそれがあることから、学校でのＩＣＴ利用が本格化するに当たって、不正アクセスや盗難・紛失など、情報資産の保護に向け、十分な情報セキュリティ対策を講じる必要があるため、本ポリシーを策定するものでございます。

続きまして、議案書７８ページをお開きください。

熊取町立学校教育情報セキュリティポリシー（対策基準）についてでございます。

続きまして、議案書８０ページをお開きください。

教育情報セキュリティポリシーにつきましては、図に示すとおり、ピラミッドの上部の基本方針と、その下で今回策定することとなります対策基準をもって構成するものとなっております。なお、基本方針につきましては町長部局で策定するとなっており、一番下の実施手順につきましては令和７年度中に策定することを予定しております。

続きまして、議案書８１ページをお開きください。

第１章の１、対象範囲及び用語の説明でございます。

対象となる機関等の範囲といたしましては、教育委員会及び各学校となっております。

また、対象となる情報資産の範囲としましては、教育ネットワーク、教育情報システム、これらに関する設備、電磁的記録媒体のほか、ネットワーク及びシステムで取り扱う書面を含めた情報、システムの仕様書、ネットワーク関連文書となっております。

続きまして、議案書８３ページをお開きください。

第１章の２、組織体制でございます。

こちらでは、教育長を最高情報セキュリティ責任者（ＣＩＳＯ）に、教育次長を統括教育情報セキュリティ責任者、学校教育課の課長級職員を教育情報セキュリティ責任者、各校の校長を教育情報セキュリティ管理者、学校教育課の課長級職員を教育情報システム管理者、学校教育課の職員を教育情報システム担当者とし、それぞれの権限と責任を定めております。

そのほかに、この情報セキュリティに関する重要な事項を決定するため、関係職員で構成する教育情報セキュリティ委員会を設置することなどを定めております。

なお、組織体制図を議案書８５ページに記載しておりますので、後ほどご確認ください。

続きまして、議案書 8 6 ページをお開きください。

第 1 章の 3、情報資産の分類と管理方法でございます。

まずは、(1) としまして情報資産の分類として、学校教育における情報資産のその重要性により 4 段階に分類するものとなっております。

続きまして、議案書 8 7 ページをお開きください。

(2) 情報資産の管理として、管理責任、情報の作成、情報資産の入手、利用、保管、外部持ち出し、公表及び廃棄の取扱いを定めるものとなっております。

続きまして、議案書 8 9 ページをお開きください。

第 1 章の 4、物理的セキュリティでございます。

こちらは、サーバー等の機器の管理、サーバーを設置する区域の管理、通信回線等の装置の管理、教職員利用の端末や記録媒体の管理、児童生徒利用の端末のセキュリティ対策を定めるものとなっております。

続きまして、議案書 9 3 ページをお開きください。

第 1 章の 5、人的セキュリティでございます。

こちらは、教育情報セキュリティ管理者の措置事項、教職員等の遵守事項、教員委員会事務局職員の遵守事項、セキュリティに関する研修、セキュリティインシデントの連絡体制の整備を定めるものとなっております。

続きまして、議案書 1 0 0 ページをお開きください。

第 1 章の 6、技術的セキュリティでございます。

こちらは、コンピューター及びネットワークの管理、アクセス制御、システム開発、導入、保守など、不正プログラム対策、不正アクセス対策、セキュリティ情報の収集について定めるものとなっております。

続きまして、議案書 1 0 5 ページをお開きください。

第 1 章の 7 運用でございます。

こちらは、情報システムの監視、ドキュメントの管理、システム仕様書等の管理、教職員の ID 及びパスワードの管理、児童生徒における ID 及びパスワード等の管理、特権を付与された ID の管理等、セキュリティポリシーの遵守について、侵害時の対応等、例外措置、法令等遵守、懲戒処分等について定めるものとなっております。

続きまして、議案書 1 1 0 ページをお開きください。

第 1 章の 8 外部委託でございます。

こちらのほうは、外部委託事業者の選定基準、契約項目、確認・措

置等、事業者への説明について定めるものとなっております。

続きまして、議案書 1 1 1 ページをお開きください。

最後に、第 1 章における評価・見直しでございます。

こちらでは、監査、自己点検について定めるものとなっております。

以上で、簡単ではございますが、議案第 4 3 号「熊取町立学校教育情報セキュリティポリシーの策定について」の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

吉田教育長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明についてご異議、ご質問等はございませんか。

では、議案第 4 3 号「熊取町立学校教育情報セキュリティポリシーの策定について」承認ということによろしいでしょうか。

委員全員

（「はい。」の声）

吉田教育長

議案第 4 3 号「熊取町立学校教育情報セキュリティポリシーの策定について」は承認とさせていただきます。

次、当日配付の議案書 1 2 1 ページ、議案第 4 4 号「後援名義使用願の承認について」事務局から説明願います。

杉田茜参事。

杉田（茜）参事

それでは、議案第 4 4 号「後援名義使用願の承認について」（映画「夢みる給食」上映会）ご説明申し上げます。

当日配付分の議案書 1 2 1 ページをお開きください。

令和 7 年 2 月 2 1 日付で、熊取子ども達の未来を考えるチーム会長、根木圭子氏より、映画「夢みる給食」上映会について、当委員会の後援名義使用願がありましたので、これを承認するというものでございます。

本案件は、新規の案件としてご審議をお願いするものです。

議案書 1 2 2 ページ、後援名義使用承認申請書をご覧ください。

この事業は、学校給食に関する映画の上映会を開催し、学校給食や食、地産地消について、地域住民で考えるきっかけづくりを行うことを目的として開催するものです。開催日時は、令和 7 年 3 月 2 3 日日曜日と 2 4 日月曜日、開催場所は、熊取交流センターすまいるズ煉瓦

館です。参加対象者は熊取町に関わる方とし、参加料は、事前申込みが1,000円、当日申込みが1,500円とのことです。また、4Rの取組としましては、ごみの分別を行い、紙の使用量を減らすとのことです。

122ページから129ページまでは団体の内容や計画書等がございますので、後ほどご参照ください。

以上、議案第44号「後援名義使用願の承認について」のご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

吉田教育長

ただいまの事務局の説明についてご異議、ご質問等はありませんか。
では、議案第44号「後援名義使用願の承認について」承認ということによろしいでしょうか。

委員全員

(「はい。」の声)

吉田教育長

議案第44号「後援名義使用願の承認について」は承認とさせていただきます。

当日配付の議案書130ページ、議案第45号「青少年問題協議会委員の委嘱及び任命について」事務局から説明願います。

大屋課長。

大屋課長

それでは、議案第45号「青少年問題協議会委員の委嘱及び任命について」ご説明いたします。

青少年問題協議会規則第3条第2項の規定による下記の青少年問題協議会委員の委嘱及び任命について、事務委任規則第2条第12号の規定により、議決を求めるものでございます。

青少年問題協議会につきましては、青少年の健全な育成を図るため必要な事項の調査、審議、関係行政機関相互の連絡調整などを所掌事務として組織されている教育委員会の附属機関となっております。

現在、本協議会につきましては委員30人以内で組織し、町議会議員、関係行政機関の職員、学識経験者のうちから教育委員会が委嘱または任命するとなっております。

現在の委員につきましては、町長を会長いたしまして19名の委員で組織し、任期が令和7年3月31日までの2年間となっておりますので、令和7年4月1日以降の同協議会委員について下記のとおり委

嘱及び任命するものでございます。

まず、同協議会規則第3条第2項第1号に規定の町議会議員として、1番、熊取町議会議長の河合弘樹氏、熊取町議会総務文教常任委員会委員長の文野慎治氏、次に、同第2号に定める関係行政機関の職員として、熊取町長の藤原敏司氏、熊取町教育委員会教育長の吉田茂昭氏、大阪府泉佐野警察署生活安全課長の吉井一氏、熊取町立小・中学校長代表の寺田暁司氏、次に、同第3号に定める学識経験者として、熊取町社会教育委員会委員長の村田和子氏、少年補導協助力員代表の岸本敬仁氏、少年補導委員代表の和田光生氏、保護司会代表の井上宗保氏、民生委員児童委員協議会代表の棚村千鶴氏、熊取町社会福祉協議会会長の前田美穂子氏、熊取町小・中学校PTA連絡協議会代表の中村優作氏、大阪体育大学浪商中学校・高等学校校長の工藤哲士氏、自治会連合会会長の小西楠一氏、131ページに移りまして、熊取町青少年指導員連絡協議会の梅田康雄氏、熊取町青年団団長の越智勇氏、熊取町こども会育成連絡協議会会長の寺川博章氏、熊取町スポーツ少年団本部長の北本雅朗氏、以上19名の方にそれぞれ委嘱及び任命するものでございます。

なお、今回委嘱する方全員が再任ということになっておりますが、もとの選出団体の代表などが替わりましたら、その都度委嘱を行います。

委嘱期間につきましては、規則第4条の既定により2年間となり、期間は令和7年4月1日から令和9年3月31日までとなります。

以上、議案第45号「青少年問題協議会委員の委嘱及び任命について」の説明といたします。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

吉田教育長

ただいまの事務局の説明についてご異議、ご質問等はありませんか。土屋委員。

土屋委員

質問なんですけれども、今19人のうち、女性が何人いらっしゃるかなと思って見ていて、お名前だけ拝見していると3名かなと思うんですけれども、それで合っていますか。

大屋課長

3名です。

土屋委員 １９人で３名という、１割、１１％ぐらいかなと思うんですけども、それは適切ですかね。それとも、もう少し女性が多い方が良いとお考えでしょうか。

大屋課長 こちらも問題意識を持っておりまして、女性の委員をとということで今回も探したんですけども、なかなかちょっとつながりませんので、毎回、土屋委員のほうからご質問いただいているかと思うんですけども、何分、選出団体にございますのでその割合となっており、必ずしもそれが正しいという認識は持っていません。ご理解いただければと思います。

土屋委員 会の性格上、やっぱり三、四割ぐらいは女性がいらっしゃったほうがいいかなと。しかしながら、団体からのご推薦が優先されるということがありますので、例えばですけども、男女共同参画の指針を取って、こちらとこちらとこちらについては、できるだけ女性を推薦していただけないかというようなお願いをするというのはどうかなというふうに思っています。具体的には、いわゆる学識経験のところ、例えば、代表以外に女性の副会長さんなんかにはいらっしゃる可能性があったり、あとは自治会のところと、それから青少年問題のところと、もしかしたら子ども会のところあたりをお願いをして、もし女性がいらっしゃるんだったら女性の人がありがたいということ、こっちからもお願いしてもいいんじゃないかなというふうに思います。ただし、今回の議案に異議を申し上げるものではありません。

吉田教育長 では、議案第４５号「青少年問題協議会委員の委嘱及び任命について」承認ということでよろしいでしょうか。

委員全員 （「はい。」の声）

吉田教育長 議案第４５号「青少年問題協議会委員の委嘱及び任命について」は承認とさせていただきます。

次に、事前配付の議案書１８ページ、報告第２１号「町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の専決処分報告について」事務局から説明願います。

岡本課長。

岡本課長

18ページを参照願います。

報告第21号「町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の専決処分報告について」ご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定によりまして、町長から意見を求められた次の議案に対して異議がないものとして専決処分しましたので報告をし、承認を求めるものでございます。

今回の内容につきましては、1点目が令和6年度一般会計補正予算（第9号）、2点目が令和7年度の一般会計予算についての教育に係る事務に関する部分についてということになってございます。この2点につきましては、去る3月5日に、令和6年度熊取町議会3月定例会に上程したものでございます。

それでは、まず1点目の令和6年度一般会計補正予算（第9号）につきまして、順次担当よりご説明いたします。

それでは、学校教育課の総務グループ所管分について私からご説明させていただきます。

21ページをご参照願います。

こちらにつきましては、債務負担行為補正の項目になってございます。町立中央小学校と西小の小学校プレハブ借り上げということで、令和6年から16年度の10年間の債務負担として4億3,000万円少々の債務負担を持っておりましたが、今回廃止をするということで補正を要求したものでございます。

内容につきましては、昨年8月27日に開札を実施したところ、全ての業者が辞退をされたということで不調になったことから、令和6年度執行が不可能となったことが原因となつてございます。なお、後ほど、7年度の一般会計予算の中で新たに設定をさせていただくということでご説明させていただきます。

続きまして、25ページを参照願います。

中央部になりますが、歳出予算の補正要求内容でございます。

上段の表の項、小学校費の中段、建設事業費2,268万円のマイナスということで記載してございます。それが先ほどのプレハブ校舎の債務負担分の令和6年度相当分、この分の費用を今年度執行がないということでマイナス補正をさせていただくというものでございます。

なお、27ページをご覧くださいますと、先ほど来の債務負担補正の調書がついてございますので、あわせてご確認いただければと思います。

私からは以上です。

吉田教育長

上垣参事。

上垣参事

それでは、私のほうからは、学校教育課所管分で残りの部分についての説明をさせていただこうと思います。

小学校費及び中学校費のそれぞれ教育振興費の就学援助事業の扶助費、要保護・準要保護児童生徒就学援助費の減額でございます。

こちらにつきましては、令和6年度の給食費が2学期から無償化されることに伴いまして、保護者に対して支給する援助費用が減少したということで不用額が発生したことから、小学校分で1,500万円、中学校分で1,000万円の減額を行うものでございます。

私からは以上でございます。

吉田教育長

大屋課長。

大屋課長

続いて、生涯学習推進課所管の予算についてご説明いたします。

ページ戻りまして、20ページをご覧ください。

第2表の継続費でございます。今年度、実施設計業務を行いました総合体育館の大規模改修工事につきましては、単年度での完了ができないことから、改修工事費及び工事監理委託料について、令和6年度から8年度まで総額9億4,041万8,000円を3年間の継続事業として継続費を設定するものでございます。

次に、23ページをご覧ください。

第5表、地方債補正の中ほどにあります総合体育館非構造部材耐震補強事業8,690万円につきましては、先ほどご説明いたしました総合体育館の大規模改修工事に対しまして地方債を発行し、借入れを行うものでございます。

続いて、歳入予算の説明をいたしますので、24ページをお開きください。

1つ目の諸収入、雑入の町村振興共済事業負担金200万円につきましては、大阪府町村長会と府内2町村共同で実施する事業に対する町村長会からの負担金になりまして、今年度対象事業は町村で開催される各種イベントやスポーツ大会ということになっておりまして、この3月2日に開催いたしましたくまとりロードレースが対象事業となり、200万円が交付されるというものでございます。

町債の総合体育館非構造部材耐震補強事業債につきましては、先ほ

どご説明しましたとおりです。

歳出予算になります。

下の２５ページをご覧ください。

一番下の項、保健体育費、事業別区分、体育施設維持管理事業の大規模改修工事費１億７，５５６万円、こちらにつきましては、継続費でご説明しました総合体育館大規模改修工事の令和６年度の年割り、実施する金額となっております。

以上、生涯学習推進課所管分の説明です。

吉田教育長

原田館長。

原田図書館長

図書館の分になります。

まず、２５ページの歳出予算のほうから説明させていただきます。

下から２つ目の社会教育費、事業別区分の図書館施設管理事業の委託料、測量・設計・監理等委託料３，４４４万９，０００円は、図書館の大規模改修に係る設計委託料になります。この大規模改修の主な改修内容は、天井の非構造部材の耐震化、トイレの改修、閲覧室のガラス面の遮熱対策、タイルカーペットの更新などを予定しております、それに係る設計委託料となります。

次に、２３ページをご覧ください。

こちら、第５表、地方債補正の図書館大規模改修事業８１０万円につきましては、先ほど説明しました図書館の大規模改修に係る設計委託料に対し地方債とし、借入れを行うものです。

それから、１ページまた戻って、２２ページをご覧ください。

第４表、繰越明許費補正です。

国からも補助金が出る関係で図書館大規模改修に係る設計費用を令和６年度事業に位置づけるため、この３月に補正として予算要求をいたしますが、実際の設計業務委託は令和７年度に行いますので、繰越明許費補正として同額を令和７年度に繰り越します。

以上で令和６年度の一般会計補正予算（第９号）に関する説明を終わらせていただきます。

吉田教育長

岡本課長。

岡本課長

それでは、専決処分報告の２点目ということで、令和７年度の一般会計予算に係る教育に関する部分につきまして、その内容を各担当よ

りご説明します。

まず、学校教育課の総務グループ所管分でございます。

29ページをご参照願います。

最上段の小学校プレハブ校舎借上でありますけれども、こちらが先ほど6年度で廃止をしたものを新たに7年度として設定をしたいと、こういうことでございます。今回新たに設定する額につきましては、この1年間の金額精査の中で1億円少々下がっておりますけれども、当初6年度に想定していたうちの分が詳細に設計を詰めていく中で精査をしたものでございます。

続きまして、40ページをご覧いただきたいと思います。

こちらのほうで、項、小学校費の事業別区分、小学校医療的ケア児支援事業としまして看護師の派遣委託料として259万円を計上してございます。これは、以前の定例会でも説明をいたしましたけれども、新たに4月から医療的ケアが必要な児童を受け入れていくということで看護師を確保していこうということでございました。その必要経費でございます。

続いて、41ページを参照願います。

項、小学校費の中間少し下で、事業別区分、小学校施設整備事業がございます。その委託料、測量・設計・監理等委託料のところ1,431万3,000円につきましては、小学校の照明を数年かけてLED化をしようということでございまして、その設計費用、あるいは、今年、3校の小学校の体育館が6年度中に空調を整備しましたので、残る小学校の2校分を来年以降にするわけなんですけれども、その工事監理の委託料ということです。そういった費用での委託料になります。

その下段に、プレハブ借上料ということで784万6,000円とございます。こちらについては、先ほど来、説明しております7年度から新たに債務負担設定をさせていただくプレハブの経費に関する7年度分の負担ということで、3か月相当分ぐらいという金額になってございます。

さらに、その下段の工事請負費の施設整備工事費である1億4,740万円につきましては、残る小学校2校の空調の設備の設置に関する経費でございます。

続いて、42ページに移っていただきまして、上段の表の事業別区分、小学校給食事業でございます。その負担金、補助及び交付金の給食費補助金というところで4,124万7,000円を計上してご

ございますが、これについては、依然として続いている物価高騰対策として、給食費相当額を上回る食材費の高騰分について補助しようということで今回結構積ませていただいたところでございます。

続いて、45ページに移動していただきまして、上段の表の項、中学校費の事業別区分の中学校施設整備事業の委託料、測量・設計・監理等委託料につきましては、空調設備の設計ということで、中学校3校分をそのまま小学校を追いかけていくと、こういうようなところであります。

その下、事業別区分、中学校給食事業の負担金、補助及び交付金につきましては、先ほどの小学校の分と同じく給食費に関する事業でございまして、中学校分につきましては、物価高騰対策費だけでなく、給食の無償化ということも実施していこうということで町長の方針に示されたところもございまして7,753万7,000円の事業を積み上げたということでございます。

以上、学校教育課の総務グループ所管分を終わります。

吉田教育長

上垣参事。

上垣参事

続きまして、私からは学校教育課所管分のうち、その他の部分で新たな取組について説明いたします。

それでは、議案書32ページをお開きください。

諸収入、雑入の一番下の部分でございます。ドリルシステム保護者負担金46万7,000円でございます。こちらにつきましては、令和7年度に1人1台端末と併せて購入しますデジタルドリル教材につきまして、学校、家庭のいずれにおいても使用できるものであることから、新たに使用料の半額について保護者に負担を求めていくものでございます。

続きまして、議案書の37ページをお開きください。

教育費、教育総務費、教育情報化推進事業、委託料、教育情報セキュリティポリシー作成支援業務委託料でございます。こちらにつきましては、教育委員会において教育情報セキュリティポリシーの対策指針を策定した後、各学校において具体的な手順などを定める実施手順を作成いただく必要がございますが、各学校だけでは作成が困難であることから、その支援業務を専門業者に委託するものでございます。

続きまして、その下、スクールサポートスタッフ配置事業でございます。こちらにつきましては、教員の業務支援をさらに拡充していく

ことを目的としまして、令和7年度から教員が可能となる春季休業期間を業務日として拡充することとしまして、その所要額を計上するものでございます。令和6年度比で10日間業務日数が増加するということになりまして、全体で122万1,000円の増額となっております。

続きまして、さらにその下で、教育支援センター運営事業でございますが、令和7年度から教育支援センターの開設日を週2日から5日に拡充させることから、スタッフである指導員を1名増加するとともに勤務日数を増加させ、さらに主任指導員につきましても1名増加することとし、その所要額を計上しております。なお、通勤手当を除く人件費は、令和6年度比で517万7,000円の増額となっております。

続きまして、議案書40ページをお開きください。

教育費、小学校費、小学校教育情報化推進事業でございますが、令和8年1月に1人1台端末の購入を予定しておりますことから、使用料及び賃借料のうちソフトウェア使用料として571万4,000円を、備品購入費のうち校用器具費として1億5,359万2,000円を計上しております。また、中学校教育情報化推進事業におきましても同様の経費を計上しております。小学校分と中学校分を合わせた額については2億3,349万円となっております。

なお、こちらの端末の購入に関しましては、1台当たりの対象経費の上限を5万5,000円とし、3分の2の国庫補助が認められております。小学校分、中学校分を合わせ1億4,080万円補助金の歳入予算を計上しております。

私のほうからは以上でございます。

吉田教育長

大屋課長。

大屋課長

では、生涯学習推進課から生涯学習に関するところをご説明いたします。

議案書、戻っていただきまして、29ページをご覧ください。

第2表、債務負担行為ということで、上から3行目、総合体育館照明LED賃借につきましましては、総合体育館大規模改修工事に併せ、照明のLED化を予定しておりますが、こちらは工事ではなく、リースで行うため、令和7年度から18年度まで10年間1億1,399万円を限度額として債務負担行為を設定するものでございます。

その3行下の文化ホール公演委託につきましては、今年度設定しておりますが、次年度の公演委託を行う際に令和7年度中から交渉を行う必要があることから600万円を限度額として設定を行っているものでございます。

次の30ページ、地方債につきましては、先ほど1つ目の専決処分でもご報告いたしましたとおり、総合体育館非構造部材耐震補強事業1億3,060万円ということで、令和7年度に借入れを行うものでございます。

歳出予算のご説明をいたします。

少し飛びます。50ページ、51ページをお開きください。

社会教育費の青少年対策費、事業別区分、青少年指導活動事業になります。18負担金、補助及び交付金の一番下でございます青少年指導員連絡協議会補助金ということで70万2,000円計上しております。こちらにつきましては、これまで指導員に対して活動費として交付していたものや活動に関する消耗品等を含めた額を協議会に対する補助金として交付するため、今年度より新たに計上するものでございます。

下のページ、51ページの事業別区分、子育て支援放課後自習室事業44万7,000円、こちらの事業につきましては、中学校の生徒に対しまして、煉瓦館、公民館といった社会教育施設や中学校で支援員を配置し実施している放課後自習室事業になります。こちらの自習室につきましては、中学校以外で開設している場所に参加者が少ないということで事業の見直しを行いまして、次年度以降、参加者が多い中学校において開設するとこととしたため、前年度は104万8,000円の予算でございましたが、減額を行い44万7,000円を払っているものでございます。

私からは以上です。

吉田教育長

では、立石参事。

立石参事

続きまして、文化・スポーツの主な歳出予算についてご説明いたします。

47ページをお開きください。

事業別区分の一番下、教育・子どもセンター管理運営事業の12委託料、施設管理委託料322万9,000円につきましては、行政改革の一環として、これまで平日夜間の業務をシルバー人材センターに

委託しておりましたが、教育・子どもセンターの運営体制を見直し、令和7年度から、土曜日、日曜日の管理も委託することになったことから、前年度予算より148万4,000円の増額となっております。

続いて、49ページをお開きください。

事業別区分の一番上、文化財保護事業の01報酬、文化財保護審議会委員報酬42万6,000円につきましては、熊取町文化財保存活用地域計画の策定に向け、審議会において地域計画の審議を行うことから、審議会の回数を2回から3回に増やすほか、臨時委員を新たに任命、文化財の調査等も行うことから、前年度より30万2,000円の増額となっております。

続いて、同じ文化財保護事業の18負担金、補助及び交付金の一番下、葛城修験日本遺産活用推進協議会負担金38万円につきましては、令和6年6月に、大久保にあります降井家住宅が日本遺産葛城修験に追加認定を受けたことから、葛城修験日本遺産活用推進協議会への負担金3万円と解説板の設置35万円、合わせて38万円となっております。

なお、令和7年度は、解説板の設置も含め、日本遺産葛城修験降井家住宅の認知度を高めるため、町内で開催されるイベントなどにおいてPR活動を行ってまいります。

続いて、53ページをお開きください。

事業別区分の一番上、熊取交流センター管理事業の需用費、修繕料484万3,000円につきましては、主なものとしまして、熊取交流センター煉瓦館内のレストランの会場、壁の修繕に係る費用302万1,000円と、煉瓦館内の部屋の鍵等の取替え修繕に60万380円などで、前年度予算よりも441万800円の増額となっております。

続いて、54ページをお開きください。

事業区分の学校部活動地域連携事業13万円につきましては、学校部活動の地域移行について、地域における部活動の受皿確保に向けて、中学生を中心としたスポーツ体験教室の実施に係る謝礼金と、地域の指導者を養成し人材確保するための認定プログラム受講費の助成金となっております。

その下の社会体育推進事業の12委託料、プール監視業務委託料52万円につきましては、令和7年度以降、小学校プール一般開放におきまして人員確保が困難などから、事業を廃止することによりすまいるズひまわりドーム室内プールを夏休み期間など36日間の無料開

放を行うための委託料となっております。

その下、プリペイドカード作成等委託料の72万9,000円につきましては、学校体育館の空調設置に当たり、利用者の方から空調料金を徴収するためプリペイドカードによる運営を考えており、そのプリペイドカードの作成等の委託料となっております。

続いて、55ページをお開きください。

体育施設維持管理事業の12委託料、測量・設計・監理等委託料596万3,000円と、2つ下の14工事請負費、大規模改修工事費2億5,803万7,000円につきましては、令和7年7月から始めます総合体育館メインアリーナの大規模改修に係る工事監理費及び工事費となっております。

続いて、2つ下の16公有財産購入費、用地購入費406万8,000円につきましては、八幡池青少年広場駐車場に隣接する歩道整備工事に当たり、土地が開発公社の所有であることから、町に買戻しする必要がある、その用地購入費になります。

それに伴い、2つ上になりますが、14工事請負費、施設整備工事費192万5,000円につきましては、買い戻した用地を整備するための工事費になります。内容としましては、駐車場の防護柵の設置とアスファルトの舗装となっております。

続いて、事業別区分の一番下、総合体育館運営事業12万8,000円につきましては、令和7年度は現指定管理者に1年間の随時選定を行いました、令和8年度から12年度までの5年間ににつきまして次期指定管理者の選定を行う必要があることから、選定委員会を設置するための予算となっております。

以上で説明を終わります。

吉田教育長

原田館長。

原田図書館長

それでは、図書館から、歳出予算につきまして3点説明させていただきます。

議案書の51ページをご覧ください。

まず、新聞と雑誌についてになります。

図書館運営事業、10需用費の消耗品費についてでございます。この消耗品費には、事務用品のほかに図書館用の雑誌、新聞が含まれています。現在はインターネット等の普及により人々の情報収集方法が変化しており、紙の雑誌は休刊や廃刊が続き、市場が縮小している状

況です。また、熊取町の住民は電子図書館でも読むことができる雑誌があることから、令和7年度は雑誌の購入件数を少し減らし、同様に新聞も利用状況から購入点数を減らしました。さらに、国発行の官報につきましては、紙のものからデータベースに変更し、予算は情報システム使用料に移動しましたので、消耗品費は令和6年度の予算から81万8,000円減額の193万9,000円を予算額としました。次に、52ページをご覧ください。

電子図書館でございます。

図書館運営事業、13使用料及び賃借料の情報システムクラウド使用料及び電子書籍等使用料についてです。令和4年10月に電子図書館を開設し、ご利用いただいておりますが、令和7年度についても継続して実施していきます。情報システムクラウド使用料は、毎月のシステム使用料と視覚障害者用の電子図書館の利用料を合わせて52万8,000円となります。また、電子書籍等使用料については、図書館用の電子書籍は買い切りの書籍と期限付の書籍の2種類があり、期限付の資料は毎年リストから外れ、蔵書数が減りますので、引き続き新たな資料を購入していきます。購入数については、買い切りと期限付書籍を合わせて約250点分で金額が60万5,000円です。それに雑誌の年間パックが36万3,000円を合わせて96万8,000円としております。

最後になりますが、図書館施設管理事業のほうで10需用費の修繕料398万5,000円です。空調設備機器の取替え修繕やガスの設備機器の取替え修繕として308万5,000円、施設全体のもろもろの修繕費として90万円を計上しまして、合わせて398万5,000円としております。

以上で、令和7年度の一般会計、教育に関する報告の説明を終わらせていただきます。

吉田教育長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明についてご異議、ご質問等ありませんか。

では、報告第21号「町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の専決処分報告について」承認ということによろしいでしょうか。

委員全員

(「はい。」の声)

吉田教育長

報告第21号「町議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の

専決処分報告について」は承認とさせていただきます。

事前配付の議案書 60 ページ、報告第 22 号「文化財保護審議会委員の任命について」事務局から説明願います。

立石参事。

立石参事

事前配付の 60 ページをお開きください。

報告第 22 号「文化財保護審議会委員の任命について」ご説明させていただきます。

文化財保護審議会条例第 3 条第 1 項の規定による下記の文化財保護審議会委員の任命について、事務委任規則第 4 条の規定により専決処分したので報告し、承認を求めるものでございます。

文化財保護審議会委員の任命につきましては、2 月の教育委員会定例会におきまして文化財保護審議会委員 7 名の任命のご承認をいただいたところでございます。7 名の委員の専門が、郷土史、考古学、土木史、歴史地理・民俗学、観光歴史学、建築史といった方々であり、文化財保護審議会において文化財の審議を行うに当たり近世史の分野の専門家がいらないことから、新たに任命するものでございます。

表をご覧ください。

任命する方は、京都橘大学教授の有坂道子氏。専門は、近世史、古文書でございます。江戸時代の古い文書を解読し、地域の歴史を研究されておられる方でございます。任命期間でございますが、ご承認をいただいている委員 7 名の方同様、令和 7 年 2 月 22 日から令和 9 年 2 月 21 日までの 2 年間でございます。

以上、報告第 22 号「文化財保護審議会委員の任命について」の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願いいたします。

以上です。

吉田教育長

ただいまの事務局の説明についてご異議、ご質問等ありませんか。

では、報告第 22 号「文化財保護審議会委員の任命について」承認ということでよろしいでしょうか。

委員全員

(「はい。」の声)

吉田教育長

報告第 22 号「文化財保護審議会委員の任命について」は承認とさせていただきます。

以上で、本日の会議に付された審議すべき議案が終了いたしました。
他に何かございませんか。よろしいですか。
ないようですので審議を終了します。

(その他報告事項)

吉田教育長 続きまして、その他報告事項に入らせていただきます。
順次事務局から報告願います。
杉田茜参事。

杉田（茜）参事 『後援名義使用願の承認について（泉州中学校・高等学校進学説明
会２０２６）P．１３２より説明』

吉田教育長 ほかに。立石参事。

立石参事 『後援名義使用願の承認について（HEART Globalミュー
ージック・アウトリーチツアー２０２５夏in泉佐野）P．６１より
説明』

『後援名義使用願の承認について（ありがとう☆ドッジボール大
会）P．６１より説明』

『後援名義使用願の承認について（第４２回日本少年野球泉州大
会）P．６１より説明』

吉田教育長 続いて、杉田直哉参事。

杉田（直）参事 『小・中学校行事予定P．１３３より説明』

吉田教育長 大屋課長。

大屋課長 『生涯学習推進課事業予定P．６２P．～P．６４より説明』

吉田教育長 原田館長。

原田図書館長 『図書館事業予定P．６５～P．６６より説明』

吉田教育長 報告は以上でしょうか。よろしいですか。
ほかに何かございませんか。

ほかに報告等ないようですので、令和7年3月教育委員会定例会を
閉会します。

本日はどうもありがとうございました。

閉会 午後6時40分
